平成２６年度　第２回四街道市環境審議会会議録（概要）

日　　時　：　平成２７年１月２１日（水）　午後３時００分から午後４時００分

場　　所　：　四街道市役所　分館２階　入札室

委員出席者　：　岡本会長　大瀬委員　大山委員　鈴木委員　濱田委員　日浦委員
阿由葉委員　喜多川委員　山口委員

委員欠席者　：　本橋副会長　加藤委員　伊藤委員

事務局出席者　：　杉山部長　林次長　鈴木課長　濱田副主幹　橋本副主幹
木村主任主事　東主事

傍　聴　人　：　９人

――会議次第――

１　開会

２　委嘱状交付

３　四街道市環境経済部長あいさつ

４　委員紹介

５　会長選出

６　会長あいさつ、副会長指名

７　副会長あいさつ

８　議事

(１)　四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について

(２)　四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について

９　その他

――会議録――

事　務　局　：	【開会】
杉 山 部 長　：	【委嘱状交付及びあいさつ】
事　務　局　：	【委員紹介】
杉 山 部 長　：	【職員紹介】
事　務　局　：	【部長へ会長が選出されるまでの間、議事進行を依頼】
座　　長　： 杉 山 部 長	【会長選出】
	【委員の互選により岡本委員を会長に選出】
岡 本 会 長　：	【あいさつ及び本橋委員を副会長へ指名】
事　務　局　：	【配布資料確認】
事　務　局　：	【会長へ議事進行のお願い】
岡 本 会 長　：	【公開の決定、傍聴者の確認】
事　務　局　：	【事務局より、傍聴者が９名であることを報告】
	【傍聴人入場】
岡 本 会 長　：	【傍聴者へ対する傍聴の際の留意時事項、及び委員へ対する、傍聴者在室時の発言内容の留意事項について説明】
岡 本 会 長　：	議題の１点目、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事　務　局　：	【資料に基づき説明】
岡 本 会 長　：	それでは事務局から説明がありました内容につきまして、皆様方よりご意見、ご質問等を頂戴等したいと思います。
山 口 委 員　：	資料②の３頁、墓地の施設基準について、「墓地の区画は、１㎡以上であること。」との意見に対して、既存墓地への影響が大きいことから、規制は困難であるとの市の考え方が出ていますが、既存墓地への影響以外に他の理由はあるのでしょうか。
鈴 木 課 長　：	墓地の経営許可に係る面積要件について、以前は条例により一定の面積の基準を定めていましたが、その後条例を改正し、面積要件を除外し基準を緩和した経緯がございます。 平成２０年頃、隣接市の千葉市が条例を改正し、その中で面積要件を除外しました。当市も千葉市に合わせて条例を改正しましたが、その際に面

	積要件を検討した結果、敢えて基準を定める必要性はないと判断し除外しました。
山口委員：	最近、葬儀でも家族葬が多くなっている時代では、墓地面積の規制はしないほうが良いと私も思っておりましたものですから質問いたしました。理由はわかりました。
岡本会長：	ありがとうございます。他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。
大山委員：	資料②の５頁にパブリックコメントの意見として「埋葬の禁止」とありますが、これはどういうことでしょうか。
鈴木課長：	こちらは、市内において土葬を行うような墓地は許可すべきでないというご意見です。国の法律では土葬は禁止されておりませんが、自治体は条例により土葬を禁止することが可能で、県内でも条例で禁止している自治体もあります。四街道市にはそのような条例は現在はございませんので、法令上は土葬も可能となってはいます。
大山委員：	もう一点ですが、樹木葬を行っている家庭について市で内容を確認しているのですか。市営霊園の前の土地なのですが。
鈴木課長：	先ず、法律上、個人で勝手にお墓をつくることはできません。現在の法律では、お墓を経営することができるのは、地方公共団体が原則でございまして、その他に宗教法人と今回の改正により許可の対象から除外する公益法人に限られています。 しかし、現在の法律ができる以前は個人でもお墓を作ることが認められておりましたし、一定の区域の方々が共同で管理する墓地というものも認められていました。委員ご指摘の墓地は地元の地区の共同墓地と聞いています。 なお、樹木葬ですが、墓石の代わりに樹木を植える、或いは樹木の周辺にご遺骨を埋蔵する形式の墓地で近年新しい墓地の形態として注目されております。ご指摘の場所は墓地として既に認められた区域でありますので、市への許可申請も必要ではありませんし、墓石の代わりに樹木を植えることについても特に問題はないと考えています。
岡本会長：	他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。
	【特に意見なし】
岡本会長：	それでは、本日の議題の１、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則の（一部）改正（案）につきまして、皆様方からいくつかご意見を頂きましたので、このことを参考にいたしまして、事務局は今後の作業を進めて頂きたいと思います。 それでは続きまして、本日の議題の２点目、四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正（案）につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事　務　局　：	【資料に基づき説明】
岡 本 会 長　：	それでは、ただ今の事務局からの説明に関しまして皆様方よりご質問、ご意見など頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。
大 山 委 員　：	前回問題になったムクロジの里の土砂等について、その後のチェック結果や分析結果を公表する準備はされているのでしょうか。
鈴 木 課 長　：	ご質問が条例の改正案に関するものでないと思うのですが、いかがいたしましょうか。
岡 本 会 長　：	個々の事例に関しては事務局に後日適切に対応してもらうことにして、本日提案していただいている条例の改正案の内容に照らして、過去のいろいろな問題の発生を防ぐことができるかどうかということについて所見を頂きます。
大 山 委 員　：	条例改正にあたって、今までの実績をどういう風に反映させるのかを教えて頂ければと思います。
鈴 木 課 長　：	今回の条例の改正は、これまでの特定事業をめぐる色々な問題がある中で、市内における埋立て等による土壌汚染に対する対策補強の観点から、早急に改善が必要な箇所について提案いたしました。
大 山 委 員　：	現状の問題は、今回の条例改正によりどのように改善されるのでしょうか。
鈴 木 課 長　：	今回の条例改正は今の現状というよりも、今後の市の対策の部分ですので、そのまま現状の事業に適用されるわけではありません。
岡 本 会 長　：	今回の条例改正の趣旨は、残土の持込に対して2,000㎥ごとに事前に届出がされて、そこで改良土でないとの成分情報も得られることで、従来より早い段階での対応が可能になるということですね。
大 山 委 員　：	現状の問題を加味した条例を作らないといけないと思います。
鈴 木 課 長　：	基本的には、改正した条例というのは遡って適用できませんので、以前5,000㎥でよかったものを、今回改正して2,000㎥にするので出しなおしてくださいというようなことはありません。
大 山 委 員　：	それは、過去のは置いといてということになるんですか。
岡 本 会 長　：	それは、この条例の改正案とは別に、行政的な対応を考えないと。
大 山 委 員　：	あたらしく作るばかりではなく、前のものをどういう措置をするのか決めてないと、条例としては、片付かないと感じられます。
岡 本 会 長　：	それは新しい条例を作らなくても、市の事業として、環境改善に取り組んで頂ければいい、ということですね。

大山委員：	そうです。その取り組みを教えて頂ければと思います。
岡本会長：	そのことについては、今回の条例改正とは別の事項になりますので、申し訳ありませんが、「その他」のところで再度意見を聞くことにしまして、まず、今回の改正概要についてご意見を頂きたいと思いますが、大山先生、よろしいでしょうか。
大山委員：	はい。
喜多川委員：	第11条で地質検査を行うタイミングを、以前は6ヶ月だったが、今回1ヶ月に短縮されたということについてお伺いします。 市職員の立会いの元でサンプリングし、持ち帰って分析機関に分析を委託をする、ということになりますけども、この分析項目がだいたい30項目規定されております。この分析は早くても10日はかかると思います。 そうなりますと、サンプリングから報告まではかなりの時間がかかりますから、1ヶ月に圧縮しますと、頻繁に検査に追われるんじゃないかという気がしました。6ヶ月から1ヶ月にされたということについて、どのように考えておられるのでしょうか。
鈴木課長：	検査の精度を向上させる観点から、地質検査の報告期間の短縮を、当初市の原案では3ヶ月ごとにということで検討いたしました。 それに対して、今回パブリックコメントで、1ヶ月ごとに、さらに検査の頻度を上げてはというご意見を頂きました。 ご指摘のとおり、検査の頻度があがれば確認を含めた手続の作業も増えますので、市の事務量は増えるのですが、内部で検討した結果パブリックコメントの意見を採用して取り組んで行こうという考えで修正いたしました。
岡本会長：	他にご意見はございますか。
大瀬委員：	改良土の定義の部分ですが、土砂等とか、建設汚泥等、石灰等と、「等」が目立ちますから、他にどのようなものがあるのか、皆さんに聞かれると思います。今、考えている「等」についてご紹介頂ければと思います。土砂等は既に説明頂いてますが、汚泥等や石灰等の補足をお願いします。
鈴木課長：	まず、土砂等の「等」は条例中で規定されておりますが、その後の建設汚泥等の「等」につきましては、焼却灰等でございます。
岡本会長：	事業者から「等」に含まれるのかという照会があった時には、さっと答えられるような資料を用意しておきませんと、条例違反になるかどうかというところが曖昧になってしまうので、きちんと検討をして頂いて、次回委員の皆さんに回答できるように準備を進めて頂ければと思います。
事務局：	今のところ、建設汚泥等の「等」については、建設汚泥以外の廃棄物一般的なものを念頭においておりまして、焼却灰とかそういうものが懸念さ

	れるので、そういうものを入れさせて頂きました。
岡本会長：	焼却灰単独ですと産業廃棄物になるんじゃないですか。それを土と混ぜるということですか。
事務局：	建設汚泥の再生の方を主に考えていますが、焼却灰を改良して製品にしているもの等もありますので、そういうものも含めた形で排除したいということです。
岡本会長：	難しいところだと思いますね。あまり厳しく規制するとリサイクルが進まなくなりますし、緩くすると悪用することによって産廃を残土として持ち込まれるということもあるので、なるべく善意のある事業者は該当せず悪意をもったところは逆に排除できるような線引きをぜひお願いしたいと思います。
大山委員：	焼却灰のなかには飛灰は入りませんか、別ですか。飛灰を含めた焼却灰はどういう扱いになりますか。今、セシウム入りの焼却灰等も出ているようですが。
事務局：	焼却灰を直接土等にすることは無理かと思いますので、あくまでもそういう処理ができる焼却灰に対して再生利用されるものがありますので、そういうものを懸念しているという形です。
喜多川委員：	廃棄物処理法で決めてますよね、産業廃棄物ですとか。あれから除外されたものもここに入るのでしょうか。
事務局：	廃棄物処理法第２条で定めている「廃棄物」という規定の中で区分されているものであって、それが再利用という形で土砂などに再利用されてものについて考えています。
大瀬委員：	そういうものの埋め立ては駄目ですよということですか。
事務局：	そのような解釈です。先ほどご指摘を頂いた国土交通省として促進している廃棄物の再生利用という観点との問題がありますが、環境の視点から考えれば、慎重な対応が必要と考えているところです。
大瀬委員：	四街道としては、それはお断りしますよということでしょうか。
事務局：	はい。そのような考え方で進めていきたいと考えています。
岡本会長：	いかがでしょうか。他にご意見、ご質問はありますでしょうか。
日浦委員：	これから法制担当と改正案を協議していく中で、先ほどの石灰「等」というところ、やはり本来であれば条例の定義の中に追加すべきかなと思いますので、それは十分協議して頂き、なるべく曖昧な表現は残さないようにして頂ければと思います。これは単なる意見です。
阿由葉委員：	先ほど、「等」の中に焼却灰が含まれるという話がありましたが、現在

	焼却灰の中でも色々有用な焼却灰があり、ペーパースラッジを燃やした灰がありますが、そういうものは実質的に土壌改良剤として使われているようなケースも最近出てきています。 　そのような、有用な、広く言えば焼却灰は、有価物であるため産廃の定義から外れてしまうわけですが、そのようなものもありますので、本当にすべて焼却灰を入れなくていいのか、その辺は色々とご検討なさったほうがよろしいかと思います。
岡本会長：	他にご意見、ご質問はありますでしょうか。
	【特に意見なし】
岡本会長：	それでは、皆様から色々ご意見を頂戴いたしましたので、事務局は委員の皆様から頂きました意見を参考にいたしまして今後の作業を進めて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。
岡本会長：	それでは、議題のその他ということで、先ほど先送りした案件等もありますので、もし更に意見がありましたらここでお願いできればと思います。
鈴木課長：	先ほどの大山委員がおっしゃられた、現状の問題につきましては、現在ある条例と規則の中でその改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
岡本会長：	先生、よろしいでしょうか。
大山委員：	【・・頷く・・】
岡本会長：	どうもありがとうございます。 　それでは、次回の日程等につきまして事務局の説明をお願いしたいと思います。
事務局：	【事務局より次回日程等について説明】
岡本会長：	それでは以上を持ちまして、会議を終了いたします。議事の進行にご協力頂きましてありがとうございました。
一同：	ありがとうございました。